「検察審査会の運営に伴う公費の支出状況」についての検査内容に関する要望書

平成 25 年 9 月 1 日

会計検査院　御中

昨年の 9 月 3 日、参議院（決算委員会）から国会法第 105 条の規定に基づく要請を受け、「2　裁判所における会計経理等の状況について」の検査において「ウ　検察審査会の運営に伴う公費の支出状況」を会計検査院法第 30 条 3 の規定に基づいて検査することが決まりました。この参議院の要請は同年 7 月 30 日の参議院決算委員会における、森ゆうこ前議員の提案によるものと承知していますが、その趣旨は東京第五検察審査会において検察審査員に旅費・日当が支払われたとされる支払調書はあるが、それが本当に検察審査会の審査員に支払われているかどうかを問うものでした。私はこの東京第五検察審査会について情報公開請求により独自に調査をしてきましたが、下記の通り不正な支出を見つけ、今年 7 月 8 日付けで東京第五検察審査会関係者を刑事告発し、その告発状は既に 7 月 18 日に東京地検に受理されています。東京地検がこれに対してどのような捜査をするかは定かではありませんが、この告発内容は、まさに貴院が検査を実施する目的に合致するものと思われます。貴院におかれましても下記について不正がないか、すみやかに調査するよう、ここに要望致します。

記

１．東京第五検察審査会における不正支出の概要

審査員が途中で審査会に来なくなったことをこれ幸いに、全くの別人が元の審査員になりすまして審査会に出席し、この者に対して旅費・日当が支払われている。

２．正当な審査員と「なりすまし審査員」の関係

正当な審査員 （来なくなった審査員）		「なりすまし審査員」	
債権者番号	最終出席日	債権者番号	初出席日
103632 番 103659 番	21.11.24 21.12.08	109801 番	21.12.22
111589 番	22.02.09	117927 番	22.04.13
130362 番	22.08.04	133566 番	22.08.24

債権者番号：旅費の「請求書」および「債主内訳書」に記載されている番号

この不正支出は東京第五検察審査会にある真正の審査員・補充員の名簿と支払調書の債権者名を付き合わせることにより、検査することが出来る。

３．参考資料

・「検察審査会の書類と検査方法」

・「検察審査会の書類と検査方法一覧」

・「東京第五検察審査会における陸山会事件の審査状況」

以上

東京第五検察審査会については国民の関心も高く、この調査依頼についてはネット上に公開することを考えています。また、この要請に対する調査結果を決算委員会の場で明らかにするよう、決算委員会に所属する参議院議員に対しても要請したいと思っていますので、あらかじめ申し添えておきます。

和モガ